

## 国立大学法人室蘭工業大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p><b>(前文) 大学の基本的な目標</b></p> <p>近年における科学技術の急速な進展、社会の複雑化・高度化に伴い、科学技術者には幅広い教養と国際性、深い専門知識、さらに創造性が求められている。このような有能な人材を育成することが室蘭工業大学の第一の使命である。この使命を果たすため、室蘭工業大学は、学部及び大学院博士前期課程を通じた教育を重視し、学部では幅広い教養と基礎科学及び工学に関する専門基礎知識を教授する総合的な理工学教育を行うとともに、大学院博士前期課程において、専門知識の深化と課題解決能力の涵養を重点とした教育研究を行い、それらを通じて未来を開く科学技術者を育成する。また、大学院博士後期課程では特に優れた学生を受け入れ、より高度な工学に関する教育研究を行い、創造的な研究者、科学技術者を育成する。</p> <p>20世紀における科学技術の飛躍的な進歩は、社会の発展に大きく寄与する反面、環境への影響など負の遺産ももたらした。科学技術のこの負の側面にも目を向け、科学技術と人間、社会、自然との調和を追求する創造的な科学技術に関する研究を展開し、知の拠点としての役割を果たす。</p> <p>室蘭工業大学の位置する地域にあっては、今後の目標として、環境産業、情報産業、知的集約型産業の育成やものづくりを基本とする産業政策を掲げている。地域のこのような目標にも配慮しつつ、社会を先導する科学技術に関する教育研究を推進し、学術研究成果を積極的に発信することにより地域の発展に貢献する。</p>	
<p><b>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</b></p> <p><b>1 中期目標の期間</b></p> <p>平成16年度から平成21年度までの6年間とする。</p> <p><b>2 教育研究上の基本組織</b></p> <p>この中期目標を達成するため、別表に記載する工学部及び工学研究科を置く。</p>	

<p><b>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b></p> <p><b>1 教育に関する目標</b></p> <p><b>(1) 教育の成果に関する目標</b></p> <p>学士課程及び大学院博士前期課程を通じた教育を重視し、学士課程では、幅広い教養と基礎科学及び工学に関する専門知識を教授する総合的な理工学教育を行うとともに、博士前期課程においては、専門知識の深化と課題解決能力の涵養を重点とした教育研究を行い、豊かな人間性と国際性、深い専門知識を持ち、未来をひらく科学技術者を育成する。</p> <p>大学院博士後期課程においては、より高度の工学に関する教育研究を行い、課題探求能力を有し技術革新に挑戦する創造的な研究者、科学技術者を育成する。</p> <p>卒業者が、社会の各方面に進出し、工学に関する専門知識を生かして、我が国の社会、産業の発展と国際社会に貢献することを目指す。</p> <p><b>(2) 教育内容等に関する目標</b></p> <p>[学士課程]</p> <p>1) アドミッション・ポリシーに関する基本方針</p> <p>教育目的・目標に即して、求める学生像や学生募集方法、入試の在り方等のアドミッション・ポリシーを明確にするとともに、入学志願者の入学希望分野等の選択に関する適切な判断に資するため、アドミッション・ポリシーを含む的確な入試情報を積極的に発信する。</p> <p>留学生、社会人、編入学生等のための特別入学者選抜を実施し、多様な学生を受け入れ活発な教育研究を展開する。</p>	<p><b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 学生収容定員</p> <p>各年度の学生収容定員は、別表のとおりとする。</p> <p>② 教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>科学技術の急速な進展と社会の複雑化・高度化に適切に対応できる有能な人材が求められている。そのため、学士課程、大学院博士前期課程を通じた教育を重視し、豊かな人間性と工学に関する高度の専門知識を身につけた科学技術者を養成することを基本目標とする。</p> <p>[学士課程]</p> <p>学士課程では、昼間コースと夜間主コースを置き、教養教育、基礎教育（工学リテラシー教育）、専門基礎教育に重点を置いた総合的な理工学教育を行い、豊かな人間性と基礎学力を身につけた科学技術者を養成する。</p> <p>[大学院]</p> <p>博士前期課程では、学士課程教育の基礎学力を基にして体系化した専門教育を行い、高度の科学技術者を養成する。</p> <p>博士後期課程では、各分野におけるより高度な教育及び研究実践を通じて、創造的な研究者及び科学技術者を養成する。</p> <p>③ 卒業後の進路等</p> <p>卒業者が、製造業をはじめ、工学の専門知識を生かし得る職業に進出することを促進し、我が国の社会、産業の発展と国際社会に貢献する有能な人材を輩出する。なお、学部卒業者については、工学に関する高度の専門知識を取得させるため、大学院博士前期課程への進学を奨励する。</p> <p>④ 教育の成果・効果の検証</p> <p>学生による授業評価や、卒業者及び企業人事担当者へのアンケート調査を引き続き定期的実施し、教育の成果・効果を検証する。</p> <p><b>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>[学士課程]</p> <p>① アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜の実施</p> <p>アドミッション・ポリシーの再検討を行い、ポリシーに従った入学者選抜を実施する。</p> <p>一般入学者選抜のほか、多様な学生を受け入れるための特別選抜を実施しているが、高校生、社会人、編入学希望者等に対して一層的確な入試情報を発信するとともに、英語版ホームページの活用により、留学生のための大学案内を充実する。</p> <p>また、毎年、オープンキャンパス及び高校等訪問を実施し、本学への理解を促進する。</p>
---	--

<p>2) 教育課程に関する基本方針 幅広い教養と基礎科学及び工学に関する専門基礎知識を十分に養う観点から、体系的な教育課程を編成する。教育課程の編成に際しては、国際コミュニケーション能力の向上、情報リテラシー能力の向上、技術者倫理の涵養等に特に配慮する。</p> <p>3) 教育方法に関する基本方針 講義、演習、実験のバランスの取れた授業科目を編成するとともに、個々の授業の特性に合致した授業形態、学習指導法等の開発を推進する。学生の学習意欲の向上を図るため、少人数教育の実施やシラバスの充実などを推進する。</p> <p>4) 成績評価に関する基本方針 学生が十分な知識を取得できるよう、有効性のある厳格な成績評価を行う。</p> <p>[大学院課程に関する特記事項]</p> <p>5) 教育課程、教育方法に関する基本方針 工学に関する深い専門知識と、科学的な思考法や研究実践能力を有する科学技術者を養成するため、博士前期課程においては、学士課程教育の基礎学力を基に、専門知識の深化と課題解決能力の涵養が図られるよう、授業科目の履修と研究指導による体系的な教育課程を編成する。博士後期課程においては、課題探求能力の涵養に配慮して教育課程を編成する。 また、隣接の専門分野の知識あるいは複眼的な思考法を養うため、複数教員による研究指導を行う。</p> <p><b>(3) 教育の実施体制等に関する目標</b></p> <p>1) 教職員の配置に関する基本方針</p>	<p>② 教育理念等に応じた教育課程の編成 科学技術の進展や社会の複雑化・高度化に柔軟に対応できる能力を育成するため、教養教育、基礎教育（工学リテラシー教育）、専門基礎教育に重点を置いたカリキュラムを編成し、徹底した基礎的教育を行う。カリキュラムの編成に際しては、国際社会で活躍できる英語力の習得、プレゼンテーション・コミュニケーション能力及び情報リテラシー能力の習得並びに創造性及び技術者倫理の涵養に配慮する。 学生の授業の理解を促進する観点から、低学年においてはクラス制、高学年ではコース制を導入し、できる限り少人数教育ができるようにカリキュラムを編成する。 また、準備の整った学科から、日本技術者教育認定機構（JABEE）に認定される教育コースを構築する。</p> <p>③ 授業形態、学習指導法等の改善 学生個々の適性を生かした自主的な学習計画の立案と受講準備に資するため、シラバスについて、各授業科目のカリキュラム中での位置づけ、教育内容・方法、達成目標及び成績評価方法・基準を明示するなどその充実を図るとともに、ホームページ上で開示するなどにより、学生の利用環境を整備する。 高等学校との接続に関する研究を行い、未履修科目の補習教育を実施するとともに、専門に対する動機付けの科目を設定し、大学導入教育の充実を図る。 演習、実験・実習及び企業等へのインターンシップ等による体験型授業を充実し、理論だけでなく実際の技術や観察力など総合的な専門学力の向上を図る。また、留学生、社会人、編入学生等多様な学生の学習指導システムの確立を図る。</p> <p>④ 適切な成績評価等の実施 シラバスに各授業科目の達成目標及び成績評価方法・基準を明確に記載し、それに即して厳格な成績評価を行う。</p> <p>[大学院に関する特記事項]</p> <p>⑤ 授業形態、学習指導法等の改善 工学に関する専門知識を深めるとともに、科学的な思考法や研究実践能力を養うため、体系的な授業の履修と研究指導による教育を行う。研究指導については、複数教員による研究指導体制の確立と研究指導方針の明確化を図るとともに、研究指導結果の報告制度導入などの改善を図る。 英語による授業を推進する。また、インターネットを活用し、工科系11大学による遠隔教育プログラムを充実する。</p> <p><b>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 適切な教員の配置等</p>
--	---

<p>学士課程及び大学院博士前期課程を通じた教育が円滑に実施できるよう、より適切な教育実施体制を検討する。</p> <p>2) 教育環境の整備に関する基本方針          学生が学習しやすいハードウェア（設備）及びソフトウェア（支援）環境を整備する。また、教員が教授しやすい環境にも配慮する。</p> <p>3) 教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針          工学部全体としてのカリキュラムを教員各自が把握した上で、授業評価を実施し、評価結果を教育の質の向上及び改善の取組みに結びつけるシステムを整備し、適切に機能させる。特に、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修の推進を図る。</p> <p><b>(4) 学生への支援に関する目標</b></p> <p>1) 学生の学習支援に関する基本方針          学習に関する環境や相談の総合的な体制を整え、学習支援を効果的に行うとともに、専門性を生かした職種等への就職を支援するため、就職指導体制を整備する。</p>	<p>学科（共通講座を含む）、研究科、附属施設ごとに担当教員の配置状況を常に点検し、適切な配置に努める。また、学科の教員が専門教育にとらわれず、積極的に教養教育、基礎教育を担当できるよう、教育体制を改善する。</p> <p>② 教育に必要な施設・設備等の充実          講義室、実験・実習室等のほか、学生が自学自習できる教育環境（図書館、情報メディア教育センター等）を充実する。          ネットワーク上で、学生のシラバス閲覧、履修計画作成・履修届の支援や、教員の成績管理作業の効率化を図るため、教務支援システムを充実するとともに、コンピュータ・ネットワーク環境を整備する。</p> <p>③ 教育活動の評価及びその有効な活用          学士課程教育及び大学院教育のプログラムについて、各実施組織において教育目標とその達成度評価手法を明確にするとともに、自己評価を定期的実施し、教育プログラムの改善に活用する。          学生による授業評価方法の改善充実を図るとともに、担当教員による授業の自己評価や教員相互の授業参観を実施し、それらの評価結果に基づき教員に指導助言を行い、教育の質の向上を図る。          教材、学習指導法等に関する研究開発及びファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施          学生の理解度を高めるための教材の開発や講義方法の工夫を奨励、推進する。そのため教育改善プロジェクトに対する経費支援を行う制度を設ける。          FD研究を行う組織を設け、FDに関わる情報提供を行うとともに、新任教員を始め希望する全教員に対するFDプログラムを実施する。</p> <p>⑤ 全国共同教育の実施等          インターネットやSCS等を利用した遠隔教育を含め、大学やその他の教育機関と連携した教育体制を検討し、大学間の単位互換を推進する。          大都市部におけるサテライトキャンパス設置の可能性について検討する。</p> <p><b>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 学習相談及び生活支援体制の整備          教員によるチューター制、オフィスアワーの設置、学生総合相談室の充実、保健管理センター、学生サポート委員会など、効率的かつ効果的な学生総合支援体制を整備する。          実験や演習等の正規授業あるいは補習授業の補助や成績不振者に対する補助に関してティーチング・アシスタント（TA）の効率的な活用ができるよう、TAの研修プログラムを実施する。</p> <p>② 就職支援体制の整備等          引き続き専門性を生かした職種への就職を支援するため、各学科・専攻間の連携を図りつつ、就職指導体制を見直すとともに、進路に関するガイダンスを毎年10回程度実施する。</p>
---	--

## 2) 学生の生活支援に関する基本方針

学生の生活に関する相談窓口を充実し、様々な相談、助言が行える支援体制を構築するとともに、学生生活実態調査を実施するなどにより、学生の生活環境の改善を推進する。

## 2 研究に関する目標

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

#### 1) 目指すべき研究の水準に関する基本方針

科学技術と人間、社会、自然との調和を目指す総合理工学に関する研究を行う。教育重視の基本方針を踏まえ、研究活動の視点を教育密着型研究（学生の教育に生かせる研究）に置き、研究の成果を積極的に教育に反映する。

また、研究の質の向上を図るため、独創的・先進的研究を戦略的に推進する重点科学技術分野を設定し、研究活動の拠点形成を図る。

#### 2) 研究成果の社会への還元に関する基本方針

学術研究の成果を各分野の主要な論文誌に公表するほか、研究成果に基づく特許等の取得を進め、実施許諾・技術移転などにより、産業界・社会への還元に努める。

## ③ 学生生活支援の充実

定期的に交通安全、モラル教育に関する講演会等を開催し、学生生活の充実に資する。下宿・アパート、アルバイト等の学生への斡旋などの学生生活支援業務については、外部の企業団体等と分担協力しつつ、その充実を図る。

学生生活実態調査を定期的実施し、必要に応じて地域社会と連携して改善策を講じる。

## ④ 学生に対する経済的支援

学生が経済的状況により就学の機会が損なわれることのないよう、引き続き各種奨学金の取得支援や、授業料等の減免・猶予制度を設ける。さらに、学外組織、財団等と連携して本学独自の奨学金制度を設立することを検討する。

## ⑤ 留学生等に対する配慮

学生課、国際交流室による機能的な留学生受け入れ体制と留学希望学生への支援体制をつくる。また、国際交流室を中心に、留学生の修学支援、生活相談を行う。

## ⑥ その他

学生の学外への視野を広めるため、姉妹校も含めた他大学の学生との交流を行うことを目的として、サマースクール等を企画する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ① 目指すべき研究の方向性

科学技術と人間、社会、自然との調和を目指す総合理工学に関する研究を行う。また、グループ又は個人による教育密着型研究を推進し、研究の成果を積極的に教育に反映することにより、教育の質の向上に生かす。

#### ② 大学として重点的に取り組む領域

目標期間中の「室蘭工業大学の研究の顔」となる戦略的重点科学技術分野として、本学の基本理念に掲げる総合理工学の展開や地域における使命・役割を重視し、以下の3領域を取り上げる。

・環境科学領域                      ・感性融合領域                      ・新産業創出領域

この中から目標期間初期には重点領域として環境科学領域を設定し、これに積極的に取り組み、環境科学に関する総合研究センターを時限措置として設置する。

#### ③ 研究成果の社会への還元

研究活動の成果を国内外の学術論文誌等あるいは研究集会・会議等に、より多く公表する。また、その成果を、知的財産として管理し、学内審査の上、特許等の取得を進めるとともに、実施許諾・技術移転などにより産業界・社会へ還元するよう努める。

本学の学術研究成果を発信する「室蘭工業大学紀要」の電子化とホームページ上の公開を実施するとともに、教員のホームページを充実し、学術情報の社会への還元に努める。

#### ④ 研究の水準・成果の検証

教員の教育研究活動全般にわたるデータベースを作成し、定期的に研究水準・成果の検証を

<p><b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</b></p> <p>1) 研究者等の配置に関する基本方針  学部及び大学院等の教育研究組織に対応して、教員を適切に配置する。ポスト・ドクトラル・フェロー等の制度を活用して若手研究者の確保に努め、活力のある研究体制を構築する。  また、効率的な研究体制としてグループ研究を積極的に推進する。</p> <p>2) 研究環境の整備に関する基本方針  機器分析センターなどの学内共同利用施設を充実し、研究に必要な施設設備の整備を図るとともに、設備の共同利用を促進する。</p> <p>3) 研究の質の向上システムに関する基本方針  教員の研究活動を促進するような方向で、開かれた研究活動の評価システムを構築し、研究の活発化と質の向上を図る。</p> <p><b>3 その他の目標</b></p> <p>(1) 社会との連携に関する目標</p>	<p>行う。  重点領域の研究に関しては、研究拠点形成に資するかどうかを厳しく評価し、定期的に見直す。</p> <p><b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 適切な研究者等の配置  教育密着型研究を推進するため教育と研究の均衡に配慮し、定期的に教員配置の見直しを検討する。また、研究体制を支援するリサーチ・アシスタント（RA）等の採用及び技術系職員の技能向上に努める。  重点領域の研究を推進するため、ポスト・ドクトラル・フェロー等の制度を活用し、国内外から優秀な若手研究者を確保し、研究活動の一層の発展を図る。</p> <p>② 研究資金の重点的配分  教育研究業績評価を適切かつ公正に反映した効果的、重点的な学内研究資金の配分システムを構築し、実施する。  また、グループによる教育密着型研究、重点領域の研究に対しては、研究資金の重点配分を行い、支援する。</p> <p>③ 研究に必要な設備等の活用整備  情報メディア教育センター、地域共同研究開発センター、機器分析センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの学内共同利用施設の充実を図る。また、大型の研究特別設備等の共同利用を促進する。  高度研究推進支援のための学術情報収集の観点から、附属図書館の電子ジャーナル等を充実し、文献検索システムの強化を図る。</p> <p>④ 知的財産の創出、取得、管理及び活用  研究成果に基づく特許等の取得を一層推進するため、特許セミナー等を開催し、特許等取得の啓発活動に努める。  また、特許等を管理する体制を整備するとともに、地域共同研究開発センターと協力して技術移転フォーラム、企業交流会等の実施に努め、特許等の活用を図る。</p> <p>⑤ 研究活動の評価及びその活用  教員の活動意欲を増進するよう公平で、透明性・納得性の高い教育研究業績評価システムを構築し、評価結果を研究活動の質の向上に反映させる。  学内教員による自己点検・評価及び外部評価等を実施するとともに、必要に応じ学外有識者の助言を求め、評価結果を研究活動の高度化と特化に活用する。</p> <p>⑥ 全国共同研究、学内共同研究等の実施  研究の活性化を促す視点から、学内共同研究を推進するとともに、他大学・機関等との共同研究の支援を行うための方策を検討する。</p> <p><b>3 その他の目標を達成するための措置</b></p> <p>(1) 社会との連携に関する目標を達成するための措置</p>
---	---

<p>地域の需要等に応じ、公開講座の開催などにより生涯学習の機会を提供するとともに、地域の教育機関との連携を強化し、青少年の健全な育成に協力する。</p> <p>地方公共団体等や産業界との積極的な連携を図り、研究成果を社会に積極的に還元する。</p>	<p>① 地域社会等との連携・協力、社会サービス等の推進</p> <p>中期目標期間中、他機関との合同公開講座を含め、毎年8件程度の公開講座等を開催するとともに、公開講座のコンテンツを充実させ、魅力あるプログラムを実施する。高等学校教諭1種免許状取得者を対象とする専修免許認定講座の継続の可能性を検討する。</p> <p>地域の公的機関と連携して生涯教育プログラムを実施するほか、学部・大学院レベルの社会人教育プログラムを実施する。</p> <p>小中高生に対する理工系分野の啓発活動のためのスクールを開設する。さらに学生と地域社会との交流の場を広げる。</p> <p>② 産学官連携の推進</p> <p>地域共同研究開発センターのリエゾン機能を強化し、民間企業等との共同研究を積極的に推進するとともに、地域の技術関連機関（室蘭テクノセンターや室蘭地域環境産業推進協議会等）との共同取組を強化する。</p> <p>地域共同研究開発センターにおいて高度技術研修を行うとともに、機器分析センターなどの施設設備を充実し、民間企業等に機器利用を開放することにより、地域技術者の育成を支援するほか、ベンチャー企業の設立等を支援する。</p> <p>また、公的機関の委員会、審議機関等に、教員を積極的に参加させることにより、地域の活性化に資する。</p> <p>③ 地域の教育機関との連携</p> <p>地域の高等学校との連携強化のための定期的な交流の場を設置する。また、工業高等専門学校等のインターンシップを受け入れるとともに、教員間の交流の場を確保する。</p>
<p><b>(2) 国際交流に関する目標</b></p> <p>学術交流協定校などの拡大を図るとともに、国際交流活動に係る組織の強化を図り、国際交流・協力の一層の推進に努める。</p>	<p><b>(2) 国際交流に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流の推進</p> <p>活発な国際交流活動を展開するため、国際交流センターを設置するとともに、現在学術交流協定校のない地域の大学等の調査、検討を行い、5校程度の拡大を図る。</p> <p>各種基金等を活用し、留学生の増加を図るとともに、本学学生の海外派遣を促進する。</p> <p>国際化時代に対応するため、教職員の海外における研究・研修を積極的に支援する。</p> <p>② 教育研究活動に関連した国際貢献</p> <p>学術交流協定校などと連携し、国際共同研究を推進し、国際的な課題の解決に貢献する。</p> <p>また、JICAによる交流プログラム実施要請に積極的に対応し、外国人技術者の技術教育に協力する。</p>
<p><b>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b></p> <p><b>1 運営体制の改善に関する目標</b></p> <p>1) 効果的な組織運営の実現に関する基本方針</p> <p>時代の変化に柔軟に対応可能で強力な意志決定システムを構築するとともに、全大学構成員がその責任に応じ、積極的に参加できる大学運営システムを構築する。</p>	<p><b>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 全学的な経営戦略の確立と効率的・機動的な大学運営</p> <p>学長補佐体制を整備し、実効的な経営戦略を確立できる体制を構築するとともに、学内委員会を見直し、学内運営の意志決定及び責任体制の明確化を図り、適切かつ効率的な大学運営を実現する。</p>

<p>外部の有能な人材を積極的に活用するなど、開かれた大学運営システムを構築する。</p> <p>2) 戦略的な学内資源配分の実現に関する基本方針 特色ある教育研究等の取り組みに対し、予算を重点的に配分するシステムを構築する。</p> <p><b>2 教育研究組織の見直しに関する目標</b> 学士課程及び大学院博士前期課程を通じた教育に重点を置くことを踏まえつつ、常に将来の発展を目指す教育研究システムを構築する。</p> <p><b>3 人事の適正化に関する目標</b> 広く国内外から優秀な教育研究者を求めるとともに、教員採用に際しては、教育能力を重視した選考を行う。 事務職員、技術職員については、その能力・個性に応じた適正な人員配置に努める。 また、活力ある教育研究の発展を保証する柔軟な人事システムを構築するとともに、教職員の意欲を促すため、業績評価を行い、給与、人事に反映させる。</p>	<p>学内運営システム全般について、計画、実行、評価、改善のサイクルを円滑に実施できる体制を構築する。</p> <p>② 教員・事務職員による一体的な運営 役員と教員及び事務職員によるチームを編成し、業務運営に係る企画立案機能を高める。</p> <p>③ 全学的視点からの戦略的な学内資源配分 創造的で特化できる重点科学技術分野を定め、学内資源を重点的に配分する。</p> <p>④ 学外の有識者・専門家の登用 大学の管理運営、社会貢献等、今後予想される教育研究以外の大学活動に対応した専門分野における外部人材の活用を図るための人事システムを構築する。</p> <p>⑤ 内部監査機能の充実 定期的に内部監査を実施する監査組織を設置し、適切な大学運営に努める。</p> <p>⑥ 国立大学間の自主的な連携・協力の取り組み 道内各国立大学と協力し、大学間の連携・協力の強化を図る。</p> <p><b>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 教育研究組織の編成・見直しのシステム 本学の将来のあり方を検討するための組織を充実し、常に教育研究組織の編成、見直しを可能とする体制を構築する。</p> <p>② 教育研究組織の見直しの方向性 将来の可能性等を十分見定めつつ、社会の要請にも配慮した教育研究組織を模索する。具体的には、学士課程、大学院博士前期課程及び博士後期課程の関連を踏まえて、学生にとって魅力のある学科、専攻等の教育研究組織の在り方を検討する。 また、教育研究支援組織としての技術部を一元化し、全学の教育研究を支援する体制を整備する。</p> <p><b>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 人事評価システムの整備・活用 教員の広範囲な活動を把握し、その業績を評価するシステムの構築を図る。 教職員の職種に応じた勤務評定を行い、給与及び賞与に反映させる。</p> <p>② 柔軟で多様な人事制度の構築 社会の要請に柔軟に対応できるよう、多様な人材の確保を図る体制とする。特に優秀な教職員について、優遇しうる給与体系を構築する。</p> <p>③ 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上 教育研究の活性化を図るため教員任期制等の導入を検討する。 教員採用は、公募を原則としてホームページを充実し、広く国内外から優秀な教育研究者を採用する。また、教員採用や昇任人事において、教育能力を重視する。</p>
---	---



<p><b>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</b></p> <p>1) 事務等の効率化・合理化に関する基本方針 事務処理の電子化を進めるとともに、極力業務のアウトソーシング化を進め、事務の合理化を図る。</p> <p>2) 事務組織の機能・編成の見直しに関する基本方針 事務組織については、これまでの業務に加え、役員に対する支援機能あるいは企画立案機能を高めることを考慮し、効率的、機能的な編成を目指す。</p>	<p>④ 外国人・女性等の教員採用の促進 教員の多様化の一環として、女性教員や外国人教員の採用を積極的に推進する。</p> <p>⑤ 事務職員等の採用・養成・人事交流 事務職員等の採用は、共同採用試験を活用することを原則とし、特殊な職種については独自選考を行う。 事務職員等の資質向上のため、学内外での研修を充実するとともに、各種の資格取得を奨励し、資格を考慮した人員配置を行う。また、事務職員等の適正な配置を確保するため、他大学との人事交流を積極的に進める。</p> <p><b>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 事務組織の機能・編成の見直し 事務組織の企画立案機能、事務処理機能を高めるため、現行の事務組織を確保しつつ役員と一体となった運営を行いうる事務体制を構築する。</p> <p>② 複数大学による共同業務処理の推進 国立大学法人共通の事務向上に資するため、道内各国立大学と協力して、事務改善研究会を設けることなどについて検討する。</p> <p>③ 業務のアウトソーシング等の推進 現業的、定型的業務に係る事務のアウトソーシングを積極的に推進する。 人事事務、会計事務、教務事務等の各般にわたり、事務処理の電子化、ペーパーレス化を図る。</p> <p>④ その他 学内の教育研究環境を快適に保持するため、環境国際基準 ISO14001 に準じた廃棄物管理など環境意識の徹底を図る。</p>
<p><b>IV 財務内容の改善に関する目標</b></p> <p><b>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</b> 科学研究費補助金等競争的外部資金の獲得の増加を図るとともに、共同研究等を積極的に推進し、自己収入の増加を図る。 また、授業料等収入の安定的な確保を図るとともに、地域社会等との連携強化を図る。</p> <p><b>2 経費の抑制に関する目標</b></p>	<p><b>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金の増加 科学研究費補助金、共同研究等の外部資金の獲得に努め、総額を6年間で10%程度増加させる。 科学研究費補助金の獲得や共同研究等の推進を図るため、教官にインセンティブを付与する支援制度の充実を図る。 後援会等との密接な連携を図り、大学に対する恒常的な支援体制の確保に努める。</p> <p>② 収入を伴う事業の適切な実施 授業料等収入の安定的な確保を図るとともに、共同研究、受託研究等については、収入に見合った事業を適切に実施する。 大学全体の運営費の充実を図るため、外部資金等について、適切なオーバーヘッド制を導入することを検討する。</p> <p><b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b></p>

<p>予算の効率的な執行に努めるとともに、管理的経費の抑制を図る。</p> <p>「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標</b> 資産の使用状況を適切に把握し、教育研究に支障のない範囲で、積極的に一般に開放する。</p>	<p>① 管理的経費の抑制 管理費、教育研究経費の見直しにより、教職員の活動意欲向上につながるよう予算管理の改善を図る。 光熱水料等管理的経費（人件費を除く）の抑制を図り、管理的経費について中期計画期間中毎年1%ずつ節減する。</p> <p>② 予算の効率的な執行 予算の計画的な執行、単価契約物品を増やすことにより、調達費用の縮減に努める。</p> <p>③ 人件費の抑制 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%程度の人件費の削減を図る。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b> 教室等施設の利用状況を定期的に把握し、資産の効率的な利用に努める。 施設の一般開放に係る利用規程及び教育研究設備の民間企業等への開放に係る利用規程を整備し、効率的な施設・設備の利用促進に努める。</p>
<p><b>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標</b> 大学の活動を活性化させるよう常に評価システムの改善充実に努めるとともに、評価結果を改善に生かすシステムの構築に努める。</p> <p><b>2 情報公開等の推進に関する目標</b> 教育研究活動の状況など大学運営に関する充実した情報提供システムを構築する。</p>	<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 自己点検・評価の改善 中期計画期間中の自己点検・評価に関する基本計画及び認証評価機関などの利活用に関する基本計画を平成16年度中に策定する。 評価結果の大学運営の改善への活用 自己点検及び外部評価を定期的に行い、点検・評価結果を業務運営に反映させるとともに、その反映状況を精査しつつ、自己点検・評価を大学運営の改善に活用するシステムを構築する。 学内に市民で構成する懇談会を設置し、地域住民の声を大学運営に反映させる。</p> <p><b>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b> 広報に関する委員会を充実し、大学情報の広報に関する基本方針を策定するとともに、大学の活動全般について、わかりやすい広報活動を展開する。 特に教育研究活動について、教員活動実績データベースを充実し、詳細な情報を公開する。</p>
<p><b>VI その他業務運営に関する重要目標</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</b> 教育研究等の目標を踏まえ、施設整備に関する長期的な構想及び施設管理の基本計画を策定し、計画的な施設整備を行うとともに、大学の施設設備が常に有効に活用されるよう施設設備管理システムを整備する。</p>	<p><b>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 施設等の整備 建築後30年以上経過した建物について、耐震補強及び老朽改善のための改修を行う。施設の改修等に際しては、実験研究の高度化や情報化の進展に対応し得るフレキシブルなスペースを確保する。 構内の交通計画の見直しを行い、道路改修、歩道・駐輪場・駐車場の整備計画を策定する。 身体障害者等が円滑に利用できる施設環境の整備を推進する。</p>

<p><b>2 安全管理に関する目標</b> 安全管理に関連する法令を遵守するとともに、教職員や学生に対する啓発活動を行い、安全管理の徹底を図る。</p>	<p>② 施設等の有効利用及び維持管理の改善 施設設備の状況に関するデータベースを構築し、利用状況を把握する。 施設設備及び施設環境の点検・評価を行い、効率的な機能保全及び維持管理の基本計画を策定する。</p> <p><b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止対策 安全管理に関連する法令を遵守するとともに、安全管理体制を整備し、組み替えDNA実験の実施体制、毒・劇物等の管理、放射線等の取扱と管理、化学物質の管理、実験廃液等の保管と処理などに関する体制と施設の改善充実を図る。</p> <p>② 学生等の安全確保等 安全マニュアルを作成するとともに、学生や教職員に対する安全講習を定期的実施し、安全管理の徹底を図る。 課外活動における学生の安全確保のため管理、指導体制の整備を図る。 定期的に学内教育研究施設等の安全点検を実施し、安全な教育研究環境の確保に努める。</p>
	<p><b>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b> 別紙参照</p>
	<p><b>VII 短期借入金の限度額</b></p> <p>1 短期借入金の限度額 8億円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。</p>
	<p><b>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b> 無</p>
	<p><b>IX 剰余金の使途</b> 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>
	<p><b>X その他</b></p> <p>1. 施設・設備に関する計画</p>

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
・小規模改修 ・災害復旧工事	総額 152	施設整備費補助金 ( 152 ) 長期借入金 ( 0 ) 国立大学財務・センター施設費交付金 ( 0 )

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

## 2. 人事に関する計画

### (1) 方針

- ① 大学の管理運営、社会貢献等、今後予想される教育研究以外の大学活動に対応した専門分野における外部人材の活用を図るための人事システムを構築する。
- ② 教員採用は公募によることを原則とし、優秀な教育研究者を確保する。
- ③ 教員の多様化の一環として、女性教員や外国人教員の採用を積極的に推進する。
- ④ 事務職員等の採用は、共同採用試験を活用することを原則とし、特殊な職種については独自選考を行うとともに、適正な配置を確保するため、他大学との人事交流を積極的に進める。

### (2) 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 18,975百万円 (退職手当は除く)

## 3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

無

(長期借入金)

無  
(リース資産)  
無

4. 災害復旧に関する計画

平成16年9月に発生した台風18号により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

中期目標		中期計画			
別表(学部, 研究科等)		別表(収容定員)			
学 部	工学部	平成 16 年度	工学部	2, 480人	
研 究 科	工学研究科	平成 17 年度	工学研究科	468人	
				うち博士前期課程	396人
		平成 18 年度	工学研究科	うち博士後期課程 72人	
				平成 19 年度	工学部
		平成 20 年度	工学研究科		
				平成 21 年度	工学研究科
		平成 21 年度	工学研究科		

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	19,393
施設整備費補助金	152
施設整備資金貸付金償還時補助金	319
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	11,084
授業料及び入学金検定料収入	10,911
財産処分収入	0
雑収入	173
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1,709
長期借入金収入	0
計	32,657
支出	
業務費	30,477
教育研究経費	24,374
一般管理費	6,103
施設整備費	152
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1,709
長期借入金償還金	319
計	32,657

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額18,975百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、「国立大学法人室蘭工業大学役員の給与、退職手当、紀律、旅費に関する規則」及び「国立大学法人室蘭工業大学職員の退職手当に関する規則」に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営費に必要な職員（役員含む）の person 費相当額及び管理運営経費の総額。L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。(D (x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ④「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成 15 年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑤「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成 15 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑥「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。
- ⑦「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑧「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑨「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑩「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成 16 年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$\text{運営費交付金} = A(y) + C(y)$
-------------------------------

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1)  $D(y) = \{D(y - 1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$
- (2)  $E(y) = E(y - 1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$
- (3)  $F(y) = F(y - 1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$
- (4)  $G(y) = G(y)$
- (5)  $H(y) = H(y)$

- D (y) : 学部・大学院教育研究経費 (②、⑥) を対象。
- E (y) : 附属施設等経費 (⑦) を対象。
- F (y) : 教育等施設基盤経費 (④) を対象。
- G (y) : 特別教育研究経費 (⑧) を対象。
- H (y) : 入学料収入 (④)、授業料収入 (⑤)、その他収入 (⑩) を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

- (1)  $L(y) = L(y - 1) \times \alpha(\text{係数})$



$$(2) M(y) = M(y)$$

.....  
L(y) : 一般管理費 (①) を対象。

M(y) : 特殊要因経費 (⑨) を対象。

---

【 諸 係 数 】

$\alpha$  (アルファ) : 効率化係数。△ 1%とする。

$\beta$  (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

$\gamma$  (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。  
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\varepsilon$  (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。  
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「X その他」の「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、平成16年度の収入見込額を基礎に試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、平成16年度の予算見込額を基礎に試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究経費及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	32,089
経常費用	32,087
業務費	28,529
教育研究経費	5,181
受託研究費等	1,066
役員人件費	365
教員人件費	15,608
職員人件費	6,309
一般管理費	1,802
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,756
臨時損失	2
収入の部	32,089
経常収益	32,087
運営費交付金	17,574
授業料収益	9,163
入学金収益	1,475
検定料収益	273
受託研究等収益	1,066
寄付金収益	607
財務収益	0
雑益	173
資産見返運営費交付金等戻入	1,101
資産見返寄付金戻入	22
資産見返物品受贈額戻入	633
臨時利益	2
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

### 3. 資金計画

#### 平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	33,202
業務活動による支出	30,245
投資活動による支出	2,093
財務活動による支出	319
次期中期目標期間への繰越金	545
資金収入	33,202
業務活動による収入	32,186
運営費交付金による収入	19,393
授業料及入学金検定料による収入	10,911
受託研究等収入	1,066
寄付金収入	643
その他の収入	173
投資活動による収入	471
施設費による収入	471
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	545

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額(545百万円)が含まれている。